

2014年11月

中国移転価格最新動向

国家税務総局によるBEPSに関する納税者向け説明会の開催

2013年7月、経済協力開発機構（OECD）は、税源浸食と所得の移転（Base Erosion and Profit Shifting、「BEPS」）に対する15項目に及ぶ行動計画を発表した。当該行動計画は2013年7月のモスクワにおけるG20財務大臣・中央銀行総裁会議、および2013年9月にG20がサンクトペテルブルグで開催したサミットにおいても全面的に支持されている。

2014年9月16日、OECDはBEPSに対する行動計画のうち7項目に関わる初版（「2014年成果物」）を発表した。その翌日（2014年9月17日）、国家税務総局は、その公式サイトにより、即座にBEPSの2014年成果物に関わるプレスリリースを発表し、さらに、OECDと中国の関連動向を伝えるために25日に納税者に向けて説明会を開催した。



EY 安永

Building a better
working world



2014年9月25日、国家税務総局は7項目に係るBEPSの成果物について納税者向けに説明会を実施した。

- ▶ 行動計画1-電子経済の課税上の課題への対処
- ▶ 行動計画2-ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化
- ▶ 行動計画5-透明性・実質性を考慮した有害税制への対応
- ▶ 行動計画6-条約の濫用防止
- ▶ 行動計画8-無形資産に係る移転価格ガイダンス
- ▶ 行動計画13-移転価格関連の文書化及び国別報告書に係るガイダンス
- ▶ 行動計画15-多国間協定の開発

本ニュースレターにおいては、15項目の行動計画のうち、移転価格に関する次の3項目に言及する。

- ▶ 行動計画1-電子経済の課税上の課題への対処
- ▶ 行動計画8-無形資産に係る移転価格ガイダンス
- ▶ 行動計画13-移転価格関連の文書化及び国別報告書に係るガイダンス

中国はBEPSプロジェクトに積極的に参画しており、さまざまな課題に対し自国の見解やポジションを示している。BEPSの2014年成果物にも、無形資産、経済実体と租税の一致、価値創造などの面において中国が一貫して主張してきた観点の一部が反映されている。国家税務総局は、BEPSに関わる最新動向を踏まえて、これらのいくつかの観点を中国国内の移転価格に関する規定にも反映させようとしている。

納税者に対する留意点

行動計画8-無形資産に係る移転価格ガイダンス

ロケーションセービングやその他の(中国)市場固有の特徴に関わる長きに渡る論争についても、2014年成果物に詳述されており、OECD移転価格ガイドラインの第一章から第二章及び第六章の改正の一部を構成することとなる。国家税務総局は、納税者向けの会議において、次のポイントに言及した。

- I. 法的所有のみを以って、無形資産に帰属するリターンの全額を受け取る権利を有することにはならない。無形資産の開発・改良・維持・保護・活用に貢献した関係者を解明し、損益を配分しなければならないと考える。
- II. 国家税務総局は、2014年成果物の行動計画8における無形資産の定義を踏まえて、無形資産として分類すべき例を挙げた。たとえば、特許、ノウハウ、企業機密、商標、商号やブランド、のれんなどがある。さらに、政府の事業免許、複数の従業員の役務を利用可能にする契約、及びその他の制限された無形資産の権利も、無形資産として分類されなければならないと考える。
- III. 国家税務総局も、ロケーションセービング、その他の市場固有の特徴、集合労働力、グループシナジーなどは無形資産には該当しないと認識している。これらの要素については、比較可能性分析で考慮されるべきであり、移転価格の算定にあたっては、比較可能性を適切に調整する必要があると考える。



- IV. 国家税務総局は、昨今より統合されたビジネスモデルや複雑なサプライチェーン/事業活動においては、無形資産を分析しグループ内でそのリターンを配分することは容易でなく、今後の課題であると認識している。無形資産に関わる取引の分析にあたっては、「コントロール」、「重要な機能」、「資本」、「リスク」などの複数の要素を考慮すべきであり、さらに、そのリターンは無形資産と価値を創出する活動の双方に合うよう配分すべきであるとする。
- V. 一部の流通活動や研究開発活動においては、ローカルな無形資産の創出が含まれている可能性があり、その場合、上述の機能を遂行する中国法人の位置づけを再検討しなければならない。コストプラスによる補填のみでは不十分となることがあるとする。

2008年より施行された「特別納税調整実施弁法(試行)」「(2号通達)」は試行版であり、現在改定作業中である。最終版には、行動計画8に係るBEPSの成果物を反映するため、無形資産に関する章が追加される可能性がある。

一方、国家税務総局と各地の税務局は、ロイヤルティの支払などの無形資産取引に対して検討と調査を開始している。ここ数ヶ月において、このような取引にかかわる調査件数が増加しており、ロイヤルティの支払に関わる類似問題が論点となっている。

行動計画13 - 移転価格関連の文書化及び国別報告書に係るガイダンス

移転価格関連の文書化に関するガイダンスによると、多国籍企業は、関係する全ての国の税務機関が

閲覧可能となるであろう「マスターファイル」において、グローバル事業と移転価格ポリシーの概要の開示が要求される。現時点において、国別報告書には、多国籍企業の国ごとの利益、経済活動、税額のグローバルな配分を開示することとされている。

中国税務機関は、中国のローカルベースでの移転価格文書の閲覧にあたり、ビジネス全体に係る情報が不完全か断片的であることに度々不満を漏らしており、国家税務総局は、追加の情報開示を支持する立場を採っている。適切な移転価格文書は、次の目的に役立つべきとされている。

- ▶ 納税者の自己評価
- ▶ 所轄税務機関によるリスク評価
- ▶ 効果的な税務調査のための重要な関連者の情報

国家税務総局は、グローバルベースでのマスターファイルと国別報告書は、提供される情報の透明性の向上と、納税者のコンプライアンスに必要であると言及した。また、国家税務総局は、サプライチェーンへの中国の貢献につき詳細な説明がなされることを期待している。

マスターファイルおよび国別報告書の情報を入手すれば、国家税務総局は、BEPSの疑いに対する調査を行うための重要な情報を得ることになるであろう。現在改定作業中の新たな2号通達は、国家税務総局が情報を入手するためのプロトコルと手段を与えることとなるか、もしくは特定の情報は開示が義務付けられる可能性がある。

行動計画13のガイダンスに基づき、移転価格文書に関する要求は改定される可能性がある。国家税務総局が移転価格文書に関わるガイダンスを示す目的として、



グループ企業の経済活動と価値創造のプロセスを開示させ、納税者の情報の透明性を向上させる狙いが挙げられる。

行動計画1-電子経済の課税上の課題への対処

行動計画1の成果物で合意されたように、税務上の目的で、電子経済をその他の経済から切り離すことは困難であり、そのビジネスモデルや主要な特徴はBEPSのリスクを一層高めている。他の行動計画からも当該リスクに対処することが期待されるが、同時に、さまざまな特殊な課題も提起されている。例えば、恒久的施設、無形資産とデータ使用の重要性や電子経済に対するCFCルールと移転価格規定の適用の可能性などが挙げられる。

国家税務総局は、中国は、14億人に近い人口を有しており、多国籍企業が処理された情報を分析し、商業的価値のある情報に転換することができる豊富なデー

タソースを提供していると考えている。そして、移転可能なデータは価値があり、関連者間で適正な価格を付すべきであると考えている。

大衆市場のデータと情報は、ビジネス上の重要な価値ある情報であり、そのような情報が中国法人により収集されたのであれば、関連する移転価格のアレンジメントの再検討と、源泉地国としての中国の課税権を考慮することが重要であると考えられている。このような根本的な原則は、電子経済のみに留まらず、その他の産業にも影響を及ぼすことが予想される。

結論

上述した論点に関する国家税務総局の最終的な見解は、2015年に公布が期待されている2号通達の改正により、一層明確化されるであろう。現時点において、多国籍企業には、来たる変化に備え、グループの現行の移転価格ポジション、関連するポリシーと文書を再確認されるようお勧めする。



当ニュースレターに関する情報については、下記までお問い合わせください。:

安永(中国)企業咨询有限公司北京分公司

Joanne Su	+86 10 5815 3380	joanne.su@cn.ey.com
Henrik Hansen	+86 10 5815 3000	henrik.hansen@cn.ey.com
Takahama Manabu	+86 10 5815 2834	takahama.manabu@cn.ey.com
Bingkun Zhao	+86 10 5815 2690	bingkun.zhao@cn.ey.com
Lillian Du	+86 10 5815 2606	lillian.du@cn.ey.com

安永(中国)企業咨询有限公司上海分公司

Travis Qiu	+86 21 2228 2941	travis.qiu@cn.ey.com
Julian Hong	+86 21 2228 2726	julian.hong@cn.ey.com
Kana Sakaide	+86 21 2228 2289	kana.sakaide@cn.ey.com
Mark Ma	+86 21 2228 4763	mark.ma@cn.ey.com

安永(中国)企業咨询有限公司深圳分公司

Enoch Hsu	+86 755 2502 8287	enoch.hsu@cn.ey.com
Jean N Li	+86 755 2238 5600	jean-n.li@cn.ey.com
Lawrence F Cheung	+86 755 2502 8383	lawrence-f.cheung@cn.ey.com

安永(中国)企業咨询有限公司香港分公司

Martin Richter	+852 2629 3938	martin.richter@hk.ey.com
----------------	----------------	--

安永(中国)企業咨询有限公司台北分公司

George Chou	+886 2 2720 4000	george.chou@tw.ey.com
-------------	------------------	--

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを産み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に公言します。

EYとは、アーンストアンドヤンググローバルリミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンストアンドヤンググローバルリミテッドは、英国の保障有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、Ey.comを御覧ください。

© 2014 Ernst & Young, China
All Rights Reserved.

APAC no. 03001269
ED None.

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を置いません。具体的アドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。
ey.com/china